

藤が岡つどいの広場事業業務委託運営事業者選考基準要領

1 事前確認事項

実施要領に記載されている基本的な資格要件及び募集条件を満たしているか事前に確認をした上で、選考委員会に諮ることとする。

運営事業者は、2024年（令和6年）1月1日現在で次のすべての要件を満たす者とします。

- (1) 神奈川県内の地方公共団体が実施する子育て支援に関する活動実績がある団体（NPO法人、子育て支援事業を実施している企業等）であること。
- (2) 納付すべき地方税及び国税を滞納している者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続き開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用する者でないこと。
- (6) 藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
同要綱に基づく参加資格者名簿に登載のない事業者についても、指名停止と同等の事項がないこと。

2 プレゼンテーション及びヒアリングによる審査基準

(1) 運営方針

- ・本事業の運営を行う上でふさわしい基本理念・基本方針が定められているか。
- ・藤沢市の子育て家庭のニーズや課題を把握しているか。

(2) 事業計画

- ・つどいの広場事業の業務を十分に遂行できる開設時間、開設曜日となっており、なおかつ子育て家庭が利用しやすい開設時間が提案されているか。
- ・開設日の標準的な1日のプログラムについて、子育て家庭が利用しやすい内容となっているか。
- ・子育て中の親子が気軽に利用できる場としての工夫、配慮が提案された内容となっているか。
- ・親子が安心して居心地よく過ごすことができる環境設定が提案された内容となっているか。
- ・子育て中の保護者同士の交流が図れる具体的な事業内容が提案されているか。
- ・個別相談に対する基本的な姿勢が、利用者に寄り添う内容となっているか。
- ・利用者が気軽に相談できる工夫が提案された内容となっているか。

- ・利用者のプライバシーに配慮した相談環境が整えられた内容となっているか。
- ・地域に有益と思われる子育て関連情報を広く収集する方法が示された内容になっているか。
- ・収集した情報を地域の子育て情報として広く発信していく方法が実施可能な内容となっているか。
- ・講習等の内容に地域の子育て支援に対する明確な目的があり、講習後も子育てに役立つ内容になっているか。
- ・実施可能な講習会のテーマ、対象者、開催頻度が盛り込まれた企画内容となっているか。
- ・短時間預かり事業の業務を十分に遂行できる開設時間、開設曜日、受け入れ環境となっているか。
- ・事業実施に必要な利用のしおり等、運用するにあたり必要な帳票類は作成されているか。
- ・多様なニーズや課題に対する取り組み、子育てに関する相談などを解決するために、行政機関や関係団体等との協力・連携方法などが示された内容となっているか。
- ・地域に開かれた拠点となるために地域との関わりが提案された内容となっているか。
- ・「藤-teria」内の他団体と定期的に有益な交流が実施可能な方法で計画された内容となっているか。

(3) 衛生管理、安全対策及び個人情報保護対策

- ・藤が岡つどいの広場で実施する予定の衛生管理が適切かつ効果的な内容となっているか。
- ・藤が岡つどいの広場で実施する予定の事故・災害・不審者等に対する安全対策が適切かつ効果的な内容となっているか。
- ・「藤-teria」内の施設で想定される安全対策が盛り込まれた訓練計画となっているか。
- ・藤が岡つどいの広場で実施する予定の個人情報保護対策が適切かつ効果的な内容となっているか。
- ・職員に対する個人情報保護に関する研修の考えが明確であり、適切なものであるか。

(4) 運営体制

- ・開設時間内につどいの広場事業を適切に実施できる職員体制が整っているか。
- ・スタッフの資質向上及び支援スキルを向上させるために研修や勉強会などが計画された内容となっているか。
- ・スタッフ間の情報共有が滞りなくできる方法が提案されている内容となっているか。

(5) 会計管理

- ・つどいの広場事業の委託料の会計管理について、明瞭な管理方法を提案されているか。

(6) 見積書

- ・提案内容に応じた適正かつ効率的な見積額になっているか。

(7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法

- ・提案事業者によるプレゼンテーションの時間は、1事業者30分間（準備時間5分、プレゼンテーション25分以内）とする。

- ・プレゼンテーション後のヒアリング時間は、1事業者30分程度とする。

3 審査・採点

審査・採点は、「藤が岡つどいの広場事業業務委託運営事業者選考基準・採点表」を使用して次のとおり行う。

- ① 審査項目ごとに評価の視点に基づき審査を行う。
- ② 評価の視点ごとに採点し、「審査」欄に算用数字で入力する。
- ③ 各委員の得点の総合計点を集計後、事業者選定を行う。
- ④ 各選考委員の持ち点については、選考基準・採点表の評価項目ごとの配分点とし、合計225点を満点とする。

なお、総合得点は以下のとおりとする。

$$225 \text{ 点} (\text{各選考委員持ち点}) \times 7 \text{ 人} = 1575 \text{ 点} (\text{総合得点})$$

4 事業者の選定

- ① 藤が岡つどいの広場事業業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、運営事業者を選定する。
- ② 各委員の採点結果、最も総合計点数の高い事業者を候補者として選定する。

同点であった場合については、評価基準のうち、評価項目の2「事業計画」(2)活動内容の得点が高い者を上位とします。ただし、総合計点数が6割以上であることを条件とする。

- ③ 1者のみの応募であった場合でも、評価・採点を行い、総合計点数が6割以上である場合についてのみ優先交渉権者として選定する。
- ④ 優先交渉権者との協議が整わない場合や優先交渉権者が辞退した場合等、優先交渉権者と契約が不可能になった場合については、次点者を繰り上げて候補者として選定することができるものとする。

以 上